

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 スマイルクラブ（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、NPO法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副代表理事)

第5条 副代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副代表理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

第3章 補 則

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年5月30日から施行する。

別表 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	副代表理事
役割	・この法人を代表し、その業務を総理 ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰	・理事長を補佐し、この法人の業務を執行 ・理事長の事故時等の職務執行
事業計画・予算案作成	◎	○
事業報告・決算案作成	◎	○
対外協力・地域連携	○	○
事業開発	○	○
広報	○	○
法人業務	◎	○
総会・理事会	◎	○
財務計画・資金管理・会計	○	◎
契約締結	○	◎
会員・会費関係	○	○
人事・給与制度・事務局管理	◎	○
外部への文書発信	◎	○